■ 第7回(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ いかされる新潟市づくり条例検討会会議録【確定】

〇日時:平成25年12月19日(木) 午後7時から

〇場所:新潟市役所本館3階 対策室

〇出席者

·委員:伊東委員、金子委員、川崎委員、熊倉副座長、小泉委員、正道委員、白柏委員、竹田委員、田中委員、遁所委員、長澤座長、長谷川(イ)委員、長谷川 (美)委員、桝屋委員、松永委員 計15名

関係課:保育課長補佐、こども未来課育成支援係長、広聴相談課長、こころの健康センターこころの精神保健福祉室主査、保健所保健管理課長、都市計画課長、住環境政策課長補佐、土木総務課長、中央区健康福祉課長、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事、教育委員会学校支援課特別支援教育班指導主事 計11名

・事務局:福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課員4名

〇欠席委員:石川委員、片桐委員、佐藤(佐)委員、佐藤(洋)委員、保坂委員 計5名

〇傍聴者:11名

1. 開会

(司 会)

皆様、こんばんは。まだ若干おそろいではありませんけれども、ただいまから、第7回 (仮称) 障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検 討会を開会いたします。本日はお忙しい中、検討会にご出席いただきましてありがとうござ います。

私は本日の進行を務めます、障がい福祉課制度改革推進係長の大倉と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成のためテープ録音をさせていただきたいと思います。ご了承いただきますようお願い申し上げます。委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手のうえ発言をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。はじめに、本日、 机上配付いたしたものとしまして、次第、名簿、座席表。それから、参考資料1。こちら、 4点がございます。また、事前送付したものとして、当日の検討会で議論いただきたいポイント。それから、資料1。以上となりますけれども、お手元にお持ちいただけましたでしょうか。

参考資料1につきましては、前回のグループ討議で、新潟交通の和田様より新潟交通の取り組みについて説明いただいた内容をまとめたものとなっております。グループ以外の委員の方への情報提供ということでお配りさせていただきましたので、ご確認いただきたいと思います。

なお、この検討会では、傍聴される方に対して傍聴した感想や意見を検討会に伝える仕組みを設けております。傍聴された方からいただいた感想、意見につきましては、委員の皆様の参考資料として検討会の当日に配付させていただきます。様式は問いませんので、もし何かございましたら、事務局に提出をお願いしたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、鈴木福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

2. 部長あいさつ

(鈴木福祉部長)

本日は、年末の何かと忙しい中、しかもまた夜遅くということでお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。今回、7回目ということでございますが、5回目、6回目につきましてはグループ討議をしていただきまして、いろいろな差別事例、さらに検討を深めていただいたということで、今日はそういった深めた内容について発表していただき、またそこでいろいろな意見交換がされるということで、私も楽しみにしながら参加させていただいているところでございます。

この会は条例制定について検討するということが大きな目的ですけれども、それと併せまして、この会で出された皆さんのご提案やご意見についても、すぐにできるものは我々も実行していきたいと思いますし、また、いろいろな施策の中で反映すべきものはしっかりと反映していきたいと思っております。そういった中で、この会でも話がありましたように、いろいろな差別や偏見が相談をする段階、入り口の段階でのトラブルがそういったことにつながっているという例も話がありました。そのようなことで、新年度に向けましてそういった相談に対して的確に対応できるような体制も構築していきたいと思います。

また、一人ひとりが大切にされいかされるということから考えますと、障がい者の方が施設に入所するのではなくて、できるだけ地域の中で生活をしていくのが望ましいということで、これもずっと課題になっておりました。そのためのグループホーム、ケアホームの整備、なかなか計画どおりに進んでいないというのが実態ですけれども、それについても、運営費

を何らかの形で支援することによって整備する、促進していこうということで、現在、予算 編成の中で財務当局とも議論しているところでございます。

そのようなことで、我々もできるだけ皆さんのこの会での意見、あるいは提案をしっかり受け止めながら対応していきたいと考えております。いつも申し上げますけれども、この条例は単に作るだけではなくて、実効性があって新潟市らしい特色を盛り込んだ条例になればと考えておりますので、引き続き皆さんのご協力、ご支援をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。今日もよろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

次に、議事に移ります前に、本日の委員の出席状況ですが、20 名いらっしゃる委員の内、 片桐洋子委員と佐藤佐智夫委員から欠席の連絡をいただいております。そのほか、お見えに なっていない方は後ほどいらっしゃるものと思われます。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては、長澤座長に進行 をお願いいたします。長澤座長、よろしくお願いいたします。

3. 議事

○グループ発表・討議

(1) 商品販売・サービス提供分野

(長澤座長)

それでは、早速、次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

はじめに、本日の進め方です。竹田委員から商品販売・サービス提供分野、労働分野を、次に、長谷川美香委員から建物・公共交通分野、住宅分野の順で、それぞれのグループ討議の内容をテーマごとに区切って発表していただきます。その後、委員の皆様は発表内容について確認したいこと、質問したいこと、さらに、そのグループでの検討結果に対してご意見をいただきます。一つの分野で発表時間は5分以内、討議時間はおおむね25分を目安としております。なお、住宅分野ですが、寄せられた差別事例が非常に少ないということから、早めに終了する可能性があります。その場合には、遁所委員に教育分野について発表していただくこととします。次回もこの発表の場がありますので、あまり性急にならず、皆さんにはじつくり聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終了時刻ですが、おおむね 20 時 55 分を目安としておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、竹田委員、発表をお願いいたします。

(竹田委員)

お疲れさまです。私から商品販売・サービス提供分野に関しての報告をまず行いたいと思います。

私どものグループは、本日、たまたま欠席されている公募の片桐洋子委員と新潟県経営者協会の佐藤佐智夫委員、弁護士会の小泉委員、新潟県視覚障害者福祉協会の松永委員、私、社会福祉士会ぱあとなあというメンバーで検討させていただきました。

事務局から非常に分かりやすくまとめていただきましたので、資料に沿って報告させていただきたいと思います。まず、差別をなくす対応策を順に報告させていただき、最後に全体的なまとめのご報告に代えさせていただきたいと思います。

①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る。②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る。③市民、事業者、商品販売・サービス提供職員等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発・研修を行う。④商品販売・サービス提供職員等が、各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う。⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う。以上の五つですけれども、追加の五つも非常に重要な項目ですので、読み上げます。追加1、障がい者との交流の機会をつくる。追加2、障がい者に対応するためのマニュアルを作成する。追加3、障がい者に対して適切な説明を行う。追加4、障がい者に対する事業者の取り組みを周知する・褒める仕組みを設ける。追加5、差別解消推進委員会を設置する。以上、丸印で五つ、追加で五つの対応策を委員会では上げさせていただきました。

なぜこういう形の対応策を出したかということですけれども、私どもの会の所属を見ていただくと、弁護士先生ですとか経営者協会の先生、事業者側、私自身も福祉の事業者の管理者的な立場にあります。そういう意味では、管理者的な、事業者的なサイドの立場も持ち合わせている委員がこの委員会の中に入っているのが特徴だったと思っております。何よりも話し合われたのは、いろいろな事例が出されておりますが、明らかにこれは差別でしょうということがはっきりした事例と、この事例は差別というよりは明らかな相互の話し合い不足、理解不足、いわゆる誤解だということ。これがとても明確に分かれているということが話し合いの中で出ました。その中で大切にしたいのは、やはり、合理的な根拠、合理的な説明責任ができるかどうか。そういったことがすべてを通じて大切なベースになるのではないかということが話し合われています。

ただ、合理的な根拠があるか、合理的な説明責任が果たせるかどうかは、ある意味、私は 差別を受けたという告発あるいは問題提起に対してきちんと話をじっくり聞いて、そのうえ で相手方とされる人の言い分も聞いたうえで、その誤解を埋め合わせていく、すり合わせて いく作業が一番大切なところで、一番窓口のところでこれは差別かどうかという選別で迷うということが一番消耗ではないかという話になりました。その意味では、事前的対応も大事なのですけれども、事後、きちんと推進員、推進機関を設けて、両者の言い分をしっかり聞いたうえでどのような問題でも丁寧に納得できるところに落としていくことができる条例にしていくことが必要なのではないか。合理的な根拠、合理的な説明責任が全体を通じて話し合われた内容だったと考えております。

以上、第1分野の報告に代えさせていただきます。

(長澤座長)

ありがとうございました。

ただいま発表いただきました、商品販売・サービス提供分野について、まず、内容についての質問を受けたいと思います。ご発表、あるいは資料の説明分について質問のある方はお願いいたします。

ございませんでしょうか。それでは、他のグループの方々はこういうすべての分野についていろいろなご意見をお持ちだと思います。前回配付した事例集があります。事例を集めた資料があります。そういったものも参照されながら、この商品販売・サービス提供分野へのご意見、ほかのグループの方々からのご意見も大変重要だと思いますので、何でもけっこうですのでご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(熊倉委員)

2ページの最初の枠の下のところに、障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい者支援に関する取り組みを発信し、反響を生かす仕掛け作りを行う必要があるとあります。 もう少し踏み込んで具体的に、例えばという説明があればお聞かせ願いたいと思います。

それから、この枠の上から4行目に代筆のことがありますし、2ページの最後にまたマニュアルの作成というものがありますけれども、代筆をめぐってはどういうやり取りがあったのか、もう少し詳しい説明があればお願いしたいと思います。

(長澤座長)

それでは、ご説明いただけますか。

(竹田委員)

具体的なところで、1ページ目の盲導犬の理解の問題がありました。委員意見等(1次意見含む)の欄をごらんいただきたいのですけれども、盲導犬を理解していないために犬というくくりで見てしまい、吠える、汚いなどのイメージを持ってしまうということが考えられるため、やはり、事業主に対しても周知啓発を行う必要があるということです。

この盲導犬の問題に一番典型的に表れているのですが、差別だと当事者側の人間が感じる

のに対し、事業者側あるいはそれを行った側が認識できていないという場合の原因が、「知らない」ということに起因していることが多いのです。 盲導犬というものがどういう訓練を された犬であるのか、そのことを全く知識として持っていらっしゃらない。

また、これは具体的にEテレで報道されて私から委員会で報告させていただいたのですけれども、公共交通の問題に通じることなのですけれども、バスに乗るときに、電動車いすは手間がかかるからだめだという北海道の事例があって、北海道ではすでに差別解消委員会がスタートしておりましたので、そこに具体的なあっせんで入ったということです。そうしたら、運転士が思っていた電動車いすの知識というのは、シルバーカーだったのです。あの三輪車のような大きな電動車いすです。それを想定していた。ところが、実際に現場でやってみましょうということで現れた電動車いすは、今の電動車いすはとても軽いので、普通の車いすより軽いのです。それでユニットがついたもので、当事者の方がいらっしゃって、出てきた途端にこれなら何の問題もないとおっしゃったのです。だから、知らないということで大きな川があったりする。そこのところも啓発ということを、お互いに具体的な事例をもって知り合うということです。障がいや障がい者の理解をより深めるために、障がい者支援に対する取り組みを発信してというところをやっていく必要があるのではないかと思います。

二つ目の代筆についてですけれども、私どものグループには中途視覚障がいの片桐委員がいらっしゃったので、片桐委員が自らいろいろな場所で自筆を求められて、本当に困ったということを表明してくださいました。また同時に、同じく松永委員がいらっしゃいましたので、全国的な運動の中で、1金融機関を除いては代筆の問題についてもかなり改善されてきているけれども、1金融機関がどうしても認めてくれないという具体的な話もありました。その中で、経営者協会の佐藤(佐)委員の発言にしても、どう考えてもこの対応は意味が分からないと。代筆を認めないという、具体的な事例に上げられた、お店の人自体が。これはこのままだとすれば明らかな差別です。具体的な理由があるならば理由を明記してほしいということをおっしゃっていました。非常に記憶に残っています。

そういう感じのご報告でよろしかったでしょうか。

(長澤座長)

熊倉委員、よろしいでしょうか。

(熊倉委員)

かなりイメージがつかめてきました。それに、後出しじゃんけんのような発言になるわけですけれども、例えば、盲導犬であるとすればその方の生活にとって、盲導犬と一緒の生活でそれでどういうことを果たしていらっしゃるのかという辺りをそうでない人に分かっていただくと、それを拒否するということがその人の生活能力を奪って社会参加をさせないとい

うことなのだと気づいていただけるかなという気がしまして、そういう人々の、それぞれの 障がいに応じて参加するためにそういう補助具があったり盲導犬があったりいろいろな仕組 みがあるというところを分かっていただくような仕掛けなのかなと理解いたしました。あり がとうございました。

(遁所委員)

遁所です。よろしくお願いいたします。

竹田委員のご説明でございましたが、1ページ目に、お金はかかるが、障がい者が他人に 頼らなくてもお風呂に入れるように貸し切り風呂を作るとか、3ページ目にガイダンスや相 談機能でという、下から2行目、そういうものも拝見して、そしてまたこちらのサービス分 野でのご意見の中に、褒める事例というところにあったので、実際に条例の中に組み込むの か、それとも規則として先行事例、それから差別事例ということで上げていくとかあります けれども、新潟市とすれば褒めていいというか、褒めているのは真柄福祉財団の障がい者保 養施設のお風呂とか、本当は応援してもらいたいというか、郵政民営化で段々少なくなって しまったかんぽの宿だと、リフトをつけたお風呂が設置されていて、わずかながらに残って いるのは松島や富山や静岡の事例も成功事例で上げてみてはどうかという意見がございます。

また、相談事業になってしまうのですが、他県から来て褒めていたホテルのバリアフリーとしては、中央インター近くのチサンホテルのユニバーサルデザインルームが非常に素晴らしいと褒めていただいたことから、そのような事例も条例に組み込む、こういう事例は段々増えていくだろうと思うので、事例集とか別のところに取り込んでいくのかなというイメージを持ちながら、拝聴しておりました。

それから、代筆についてですけれども、コミュニケーションのほうでも説明しようと思っていたのですが、視覚障がいの方とか私のように手が不自由な者にとっても事例となります。これはコミュニケーションのところで言えばいいと思うのですが、実はATMが視覚障がいの人にはつらいものです。私のように手が不自由な者についても、ATMはなかなか使いづらい。また、かえってそういう人にとっては窓口でお金の支払いなどはできるのですけれども、ATMは無料であるのに対し、窓口は手数料がかかるとか、そういうところ、代筆とかいろいろご意見をいただいた中で、条例に組み込まれないものも何らかの形で深めていくというようなところは、多分、どこの分野についても出てくるのかなと思いました。

それから、合理的配慮の欠如とか合理的配慮、これからどの委員のご報告でもそういうことが上げられると思います。千葉県の条例の中でポイントとなったのが、理不尽さを感じたときは差別であるという表現で、新潟医療福祉大学の丸田先生もこの言葉を非常に多く取り組んで相談を入れてくださるのですけれども、理不尽さというところも言葉を入れたいと改

めて、竹田委員の最初のご発言で、私のところで言うことがなくなるかもしれませんが、そ ういうイメージを持ちました。

(長澤座長)

ありがとうございました。具体的に条例にどこまで文言を入れるか、入れられないものの 具体的な貴重な意見や考えをどういう形で表現するか、伝えるかというのは、今後、重要な 課題だと思います。ありがとうございました。

商品販売・サービス提供分野について、ほかにいかがですか。

(川崎委員)

川崎です。

少し視点を変えた話で、検討なされたかどうかということでお伺いしたいと思います。

3ページ目の表の委員意見等の2段目、"盲導大同伴歓迎"のお店の、これを称えるような仕組みです。これはとてもいいことだと思っています。私の検討分野の中でもこういう方向が出たのです。改めて資料を頂戴して読み返したときに、逆効果はないだろうか、事業者は理解しているかもしれないけれども、お客様がそれを理解していないがためにということもありえるのではないかという視点です。このようなことも一つ考えてみる必要があるかなと。やはり、商売でやっていらっしゃる以上はお客さまあっての商売という視点も、現実としては考慮すべき視点ではないかと思います。行き着くところは市民の理解を高めていくということに尽きるのですけれども、こういったところも視点としてはこういう事案を検討していく際に、現実問題としては、決して事業者の肩を持つわけではないのですけれども、そういう視点も一考すべきところかなという気がいたしました。

(長澤座長)

ありがとうございました。今のご意見も、今後の条例の制定の中に参考にさせていただき たいと思います。

(松永委員)

今の盲導犬の件ですけれども、確かに盲導犬にアレルギーのある方がおられるから盲導犬を店に入れないという話が現実にあります。実は、先日、伊豆の下田でおもてなしの講座があって、そのときに盲導犬の方がお話しされたのですけれども、実際にお客さんたちと話をするのだけれども、盲導犬がその店にいてアレルギーになったという事例は1例もないという話でした。そのことを業者の中でも説明する機会をつくっていく中でそういうこともきちんと説明することによって、本当に盲導犬はきちんと手入れされているから大丈夫だということをお店の方なり市民の方々に何らかの形で知らせていくということが絶対に必要だろうと思っています。

少し話は戻ってしまいますけれども、四、五年前に新潟県の事業で県内のホテルや飲食店 関係を全部私ども団体で回りました。そのときに、当初はまだ盲導犬に対して受け入れない 店も多かったのですけれども、その後のチェックの結果、その当時駄目だと言っていたホテ ルや旅館も今はオーケーになっていたという話がありますので、実情をきちんと伝えていく、 理解してもらうことが必要ではないかと思っています。

それともう一つ、先ほども千葉県の話がありましたけれども、金融機関の問題で、今、全国の金融機関に行って代筆を頼むと、これは昨日、東京の会議で話があったのですけれども、ほとんどの金融機関はオーケーになっています。新潟で1例あったことと、日本郵便株式会社が今は駄目になってきているという話が出てきました。このことは、なぜこれを銀行が認めるようになったかというのは、千葉県が条例を作りまして、千葉県で視覚障がい者に対する中で最初に取り上げられたのが、金融機関での対応が悪かったということが問題になって、千葉県は各金融機関にきちんと対応するように話をしたらしいのです。それが中央に伝わって全国にその話が広がったのです。多分、いろいろなことが現実にはあると思うのですけれども、一つ一つきちんと伝えていく、理解していくことによって、この条例の趣旨が広がっていくと思います。基本は我々のことをきちんと理解してもらえるように説明していくという、根気よく伝えていくことが絶対に必要だと思っています。

(小泉委員)

今出てきたところで二つ指摘しておきたいと思います。一つ目は、代筆の問題です。代筆の問題については、金融機関の中でマニュアルどおりにやっている傾向が見られるのです。何のためにそこで直筆を要求するのかというところを理解しないで、結局はマニュアルどおりにこの人から直に書いてもらわなければならないというやり方なのです。その辺のところを、障がい者の問題ということだけではなくて、一般的な形で、私なども直筆を求められると、かちんとくるのです。この人は法律を知っているのかなということで、けんかをするときがあるのです。その辺の常識的なところを理解できていないのではないかと。これは金融機関なりに市などがこれはどうして必要なのかというところを啓蒙していくことが必要なのではないかと思います。

もう一つ、これを見ていて、どこを基準にしたらいいのかというのは合理的な理由というところなのですけれども、合理的な理由とか合理的な根拠というところの合理性は何を基準にして合理性というのか。通常のことであれば、一般の人たちの半数がそれはもっともだと思うのか、それとも十中八九、80パーセント、90パーセントの人がそれはもっともだと思って初めて合理性というのかという形で区分けがあるのです。もっともシビアな人権問題のときにはぐっと高くしていくという形になるのです。しかし、いざ障がい者の合理性という

のはどこに持っていったらいいのかというと、障がい者の方々が一つの分野で、とても少数 の人たちが自分は差別されていると受け止めていくということが、やはり全体の理解がない と、健常者の方々が理解していくうえでその特性とか、どうしてこれを差別に思うのだろう かという理解がないと基準立てができないですよね。おそらくは一般の人たちが見てその合 理性を判別していくということなのでしょうけれども、それは障がいの特性を理解した上で の一般の人たち、健常者の人たちで理解していかないと、どうも基準立て、合理性というの があいまいに使われてしまうようなところがあるのかなと思いました。

(長澤座長)

貴重なご意見、ありがとうございました。今のことはほかの分野でも当然かかわってくる と思いますので、十分に考慮していきたいと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。

次に移らせていただきますが、これで終わったわけではありませんので、この分野に対するご意見は常に事務局に伝えていいことになっていますので、言い忘れてもまだチャンスはいくらでもありますので、そのようにお考えください。

(2) 労働分野

(長澤座長)

次に、労働分野について、引き続きお願いいたします。

(竹田委員)

続いて、労働分野についてご報告させていただきます。労働分野の①から⑤を見ていただくと分かるように、基本的には同じ文言が並んでおります。ただ、内容的には労働分野のほうは事例的にいくら何でも雇い主がおかしいのではないかという意見がけっこう飛び出しました。そのようなところを含めて、委員意見などを中心にして報告させていただきたいと思います。

①の「差別的取扱い」を禁止する規定を設け市民への周知を図るということですけれども、「差別的取扱いの禁止」については、明確にするために「不当な」を付け加える。ここのところが、先ほどの遁所委員の理不尽さ、あるいは小泉委員からのどこを基準にした合理性なのかというところにもかかわってくるところかと思いますけれども、合理的理由のある「区別」まで排除するものであってはならないと思う。例えば、作業効率が著しく劣るような状況であれば、労働の対価である賃金が低くなるのはやむをえないと思うし、逆にそんなに変わらないのに低い場合は「差別」になる可能性が高い。受験資格において、対象を障がい種別で限らないということも大事である。応募の場合は"機会均等"であることを強調して条

例に盛り込む必要があるということで、機会均等ということをひとつ考え方の柱にしていく べきではないかということが話されました。

②「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る。合理的とはどこまでか分からないが、それは一つ一つのケースの事後対応において個別具体的な線引きをし、積み上げて、ある程度の基準ができるとよい。「合理的配慮の不提供」を禁止する規定となっているが、民間事業所については、努力義務規定のほうが現実的と思料する。規模が小さい企業ではハード面での投資が難しいこともあるかもしれない。障がいの特性によっては、雇用できないこともあることを理解いただきたいということです。私どもは経営者の団体であります佐藤(佐)委員も入っておりましたから、かなり突っ込んだ内容の議論になりました。

③市民、事業者、人事担当者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発・研修を行う。職場で情報保障の活用について周知していく。障がいの有無にかかわらず、一人の人間として対応する精神・気持ちを、本人・関係者・市民が持つこと。ソフト面では障がいがあるからという理由でミスが発生するのではという気持ちになってしまう企業が多いだろう。その"理解が足りない"ということを解決する必要がある。障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛けづくりを行う必要がある。

それから、⑤の中身です。相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・ 公表等を行う。差別・虐待・障がい等の恐れのある場合の相談体制を整え、擁護すべく考慮 していくということ。

追加のほうです。追加1、事業者へ障がい者に関する制度の周知を図る。事業者が使える制度もいくつかあるためそれをうまく活用してほしい。その周知も必要。具体的に上がった事例の中で、これは現行制度の中で十分に対応できる事例がたくさんあったのですけれども、そこのところがあまりにも担当者が知らないということが問題であるということ。それから、公的機関であるところのハローワークが活用されていないということ。さらに、ハローワークへのアクセス、つなぎといったところも考慮していくことが必要なのではないかという話もありました。

追加2、障がい者に対して適切な説明を行う。障がいのあるなしにかかわらず、貢献具合により賃金が変わるのは普通のことであるが、ここに挙げられている事例については説明不足で事業者の対応がよくないと言い切っております。障がい者に対して適切な情報提供を行う。ハローワークや合同面接会を利用するとマッチングもしやすく、そこで紹介されている企業も理解があるところが多いが、当事者はその情報も不足しているかもしれない。積極的

な情報提供・発信が必要である。労働については、あっせん機関が複数あるため、それらに ついての情報提供も必要だと。

追加4、障がい者の就労を支援する。面接時のトラブルに関しては、支援者が同席し、説明を受けたり、質疑を発し応答を求めたりする、ある程度踏み込んだ被面接者への支援をするシステムをしていく必要性があるのではないか。あっせん機関などに一人で行くことが困難であれば、支援者同席も必要ではないか。職業訓練校などへ行き手に職をつけることが大切で、それをできるような形でアクセスして情報をつなげていくということが大切だということ。事業者側には、障がい者ができる仕事を見いだすこと(仕事内容を細分化し、切り分ける)に取りかかってほしい。知的障がい、発達障がいなどにおいては、単純な作業であれば(一つの作業に特化すれば)できる人とできる仕事が見つかるはずであるということ。

最後ですけれども、差別解消推進委員会を設置する、インクルーシブ教育を推進する、障がい者との交流の機会を作るということでは、その前の商品開発のところと同じような中身になっております。

そのほかの意見のところで、労働問題に関してはトラブルが起こることを前提にしておく 必要があり、何か問題が起きたときのケースを事業所側も想定しておく必要がある。事業所 も "ハローワークを通じて" というガイダンスをしてはどうかということでした。

中で出てきている意見としてもう一つ、どうしても中小企業、ある程度の大企業はコンプライアンスの観点から人事担当者もあまり突飛なことはしないのだけれども、中小企業でそこのところを全く知らない事業者がいらっしゃったりすることがこういう問題を頻発させている原因になっているのではないかという話も上がりました。そういう点では、商工会の人たちに対しての研修会を行うとか、組織的な啓発の工夫、努力といったものが必要になるのではないかということが出たことも報告に加えさせていただきます。

(長澤座長)

ありがとうございました。

ただいまのご発表内容について、質問はございますでしょうか。

(遁所委員)

4ページの②の「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図るの二つ目の点なのですが、民間事業所についての努力義務は了解いたしました。よく分かりますが、この議論の中で、市役所あるいは県庁等の公共機関への就労についての議論などはされていらっしゃるのか。また、やはり公共機関等の就職については努力ではなくて義務であるべきなのではないかと思います。

実は、それはなぜかというと、ほかのところの相談で、県職を受けるのに、教職員免許を

持っている障がいを持った人が少ないという県のご意見から、法定雇用率が低いと。新潟県はだいぶ下のレベルだという意見を持った方の相談を承り、そのようなこともあって、質問として上げたいと思います。

(竹田委員)

この部分は、委員会の中で具体的に公的機関、行政などに対してどのようにやっていくかということについては、正直、議論できなかったのです。事案の出て来たことに対しての議論という形だったので、あまり議論できなかったということと、途中で市役所から市に対する問題提起に対して答えていただきましたが、そのことがすでに改善になっている部分がかなりありましたので、そういったことも反映したのかなという感じがありました。

ただ、意見として一つ出たのは、私が言ったのですけれども、障がいをもつアメリカ国民 法の起点となったリハビリテーション法にしても、基本的に禁止する、義務にするという形 でハードな差別を解消するシステムを、問題が起こればどんどん告発して解決していくとい う形で、現実的な原動力になっていった。それが障がいをもつアメリカ国民法の強いところ だと思います。明らかにおかしいところについては、そこをはっきりと禁止義務という形で 縛っていくことも必要なのではないかというのは、私がいろんな人と話した意見の中でかな り出たのですけれども、委員会の中ではそこのところで話になるということはなかったです。 その辺のところでは、今日はたまたま私以外に二人しか委員の方がいませんから、小泉委員 と松永委員から補足していただければありがたいと思います。

(松永委員)

現実問題として、新潟県は全国的に見ると非常に、視覚障がい者の立場になってしまうのですけれども、非常に雇用が悪い状況でありますので、そのときに議論はなかったのですけれども、ぜひ、公務員の部分に関しては義務化というか、そういう形で持っていっていただきたいとは思います。

答えにはならないかもしれませんけれども、現実問題として、実際に、最近、受験は出てきているのですけれども、なかなか受験している状況が分からないところもありますし、県に関しては一人と言ったでしょうか、現実には合格していなかったようですので、なかなか難しいのかなというのと、我々側からもあきらめているというよりも新潟では無理だということで、優秀な人たちが県外に出て行っている状況がありますので、ぜひとも県なり市も積極的に視覚障がい者を雇用する形に持っていっていただきたいと思います。

(長澤座長)

ありがとうございました。松永委員、遁所委員、ご意見ということで、それも記録に残させていただきます。

ご意見がございましたので、この労働分野に対するご意見をご発表いただきたいと思います。

(伊東委員)

6ページの追加6にインクルーシブ教育を推進するとなっているのですが、具体的どのような取り組みをするというご意見は出ましたでしょうか。

(竹田委員)

具体的には出なかったと思います。たしかこれは片桐委員と松永委員が言ってくれたでしょうか。具体的には出なかったのですけれども、市民の差別意識の問題に話が及んだときに、そういったことを本当に小さいうちから考えていく、そういう教育が啓発を進めるのではないかという話の中で盛られたと記憶しています。

(伊東委員)

ありがとうございます。教育は、こちらにありますすべての事例を解消できる方法ではないかと思っていまして、本当に大事なことだと思っています。皆さんのお知恵を条例に盛り込めたら大変素晴らしいと思っているのですが、先回、教育委員会の方からご説明いただいて、今も一生懸命取り組んでくださっていると伺いました。それから、長澤座長から、今は教育の過渡期であると、特別支援からこれからインクルーシブ教育へと変化している途中であるということだと思うのですけれども、本条例で具体的にもし盛れるようであれば、それを推進するような力になるのではないかと思っております。

(熊倉委員)

労働分野でこういうやり取りがあったかどうかだけお聞きするわけですけれども、雇用統計というのが本当に実態を反映して、何か努力した実績を測る物差しになるような雇用統計になっているのかどうか、それを何とか分かるような仕組みにできないかという観点が一つ。それから、今、雇用促進するさまざまな事業所、機関がたくさん出てきている状態なものですから、5ページの右手の3番目の枠に、制度がいくつもあるためそれをうまく活用してほしいという部分で言うと、まさに雇用促進に関する総合的なコンサルティングのような機能を、どこでどういうところがうまく発揮されているのかというようなところが知りたいというか、議論があったかどうか。そういった意味では就労移行支援事業所ですとか、なかぽつセンターですとかさまざまな機関がコンサルティングをやっていらっしゃるのだろうとは思っております。

三つ目は、労働部局で言えばハローワークの役割はかなり限定的なものであるかもしれないと。職業の紹介、あっせんということですので、そうすると、労働行政のほうでハローワークという行政で扱わない部分は、私はよく分からないのですけれども、独立行政法人なの

か、事業団のようなものがいくつもあってそれぞれが補助的な相談だとか支援の業務をやっていらっしゃるような感じもするのですけれども、その辺の全体像が今一つ見えないような気がして、もし、何かこれからの機会に明らかにできるようであったらしていただきたいと思うわけです。ここでの議論を大きく外れると思いますので、こういうことを少し知りたいと思っていますという感想だけ言わせていただきます。

(長澤座長)

3点出されましたが、最初の2点について議論の様子をお知らせいただけますでしょうか。 (竹田委員)

雇用統計については議論になっていません。申し訳ないです。

二つ目の総合的なコンサルティング、それから事業所の使える制度に関してなのですけれ ども、実は、議論の中で出たのは、全体的な雇用率が非常に低いですよね。若年労働者の正 規雇用率も極めて低い。障がいのある人の就職が厳しいというよりも、とにかく全体的な就 職難の中で、障がいのある人は、逆に言うと制度を活用するとむしろ雇用に結びつきやすい 制度があるのだけれども、そこがきちんと活用されていない。必要性を持っている障がいの ある人にきちんと入り口のところにうまくマッチングがされていない。このことがかなり大 きな問題なのではないかということが委員会の中では議論になったのです。正直言って障が い者雇用率は全国の中でも最下位の新潟県ではありますが、そうではありつつも、まだ障が い者雇用枠ということで、障がい者ということでの申し込みをすると通過しやすいような事 例があったりします。その辺のところの実情も含めた現実的な支援体制ということがもう少 しとられなければならないかなというのが議論になったのです。一方で、それとは別に今回 上がってきた事例というのは、本当に一人ひとりの障がいのある人が一般企業にそのまま何 の支援もなくぶつかって玉砕していくような形の事案がかなり多いのです。その辺のところ で、事後の対応できちんと救済できるようなシステムも考えていかなければならないのでは ないか。障がい者雇用枠ということで優先枠があることだけでは解消できない、大きな問題 があるのではないかという話がなされました。

(長谷川(美)委員)

長谷川美香です。

事業所の体制を考えたときに、ハードの面の先行投資のような部分が必要になるところも あるということでこちらにも書かれているのですけれども、もう一方で、仕事を作るために ソフト的な部分でノウハウが必要になってくるのだろうと考えるわけです。そうすると、成 功している事業者からきちんと事業者に対して情報を出していって、どのような仕事をどの ように、具体的に何に配慮してやっているかという辺りの細かな情報が、企業間同士で情報 交換しあうことも必要になるのではないかと思います。障がい当事者への理解も必要、情報 提供も必要なのですけれども、事業者へ具体的にどうすべきなのかというところの情報交換 をするようなところや、コンサルティング的な機能が必要になるのではないかと思います。

(桝屋委員)

桝屋です。

私も当事者として、今、就労しているわけですけれども、私の場合はにいがた・オーティズムのスタンバイという就労移行支援事業所を利用させていただいて、それに対する発達障がい者専門のアセスメントをしてもらって、それに対して自分の特性を把握してプレゼンテーションすることで企業の方にも理解していただくこともできましたし、また、アセスメントした事業も使って具体的に面接などにどういう配慮をしていけばいいのかあるいはどういうことができるのかということを、具体的に見える化をやって企業の方にご理解いただいて、就労に結びつくことができたという事例があります。私の場合は発達障がい者専門のアセスメントシステムなのですけれども、それを他の障がい者の方にも転用できるシステムを作れるような取り組みを助力していただければと思います。それに対して法定雇用率を上げることもできるでしょうし、見える化ということで、事業主の方にも安心してどういう配慮をすればいいのかということ、あるいは、できる仕事を簡単に見つけることができるシステムなので、そういうシステム作りを市でもできれば、そういうシステム作りをほかの就労移行支援事業所の方とかにも利用できるように市から要請していただくとか、助力していただくということも考えていただきたいと思います。

それと、事業主の方が制度にアクセスしづらいという現状があるわけですけれども、それに対してもハローワークからの周知も市から広報できないでしょうか。ハローワークでしたらそういう制度をいろいろ把握していますし、障がい者支援機関や就労する機関を紹介するのもたやすいことかと思いますので、それに対して、ハローワークにいらっしゃった事業主の方が障がい者を雇用したいということであれば、こういう制度がありますということを事前にお知らせするということもマニュアルとして用意すればいいのではないかと感じました。

(長澤座長)

ありがとうございました。2点、ご意見を承りました。

(循所委員)

この労働の分野では、採用されるまでの差別とかというところに焦点が置かれているような感を受けますが、そのとおりだと思いますけれども、入社してからのこの人たちの支援、それから虐待、差別というところの対策もご意見として上がっています。 5ページの④のところに委員意見等が空欄になっていますが、私も事業主みたいになってしまいまして、私を

含め入ってからの障がい当事者の支援が薄くなるというか、具体的に言うと、肢体不自由は 見れば分かるのですけれども、健常スタッフだった人たちがうつになったりというときのメ ンタルケア的なところの支援も、事業主に対する努力義務でもいいので、これもハローワー クはもちろん心のケアとか、今、PRしていただいていますけれども、さらに条例に盛り込 むというのは可能かなと。実際、心のケアが一番課題だと思いますので、空欄も気になった ので上げさせていただきました。

(長澤座長)

ありがとうございました。入社後の件についてご意見をいただきました。 ほかにいかがでしょうか。

(熊倉委員)

今の遁所委員の発言とも桝屋委員の発言とも通じる話なのですけれども、にいがた・オーティズムが新潟でジョブコーチセミナーを毎年やっておいでです。そこの講師陣は神奈川県の社会福祉法人です。そこは事業所をいくつも種類の違うものを持っていて、移行支援事業所を持っていて、ジョブコーチも擁していて、特例子会社を作るノウハウなども分かっていて、そしてまた障がい者の方が働けなくなったときにその方を引き取って、居場所も作れるし、その後に次の候補者を送り出すこともできるという仕組みをお作りになった、そういう総合的なコンサルティングをやっていらっしゃる雇用支援の実績のある社会福祉法人という実態だと思っております。そういうようなところをどうやればできるのかとか、そういうところでアドバイスされている障がい者特有の労働管理の問題であるとか、その辺のところを、これはひょっとすると条例というよりも実務的な部分の方が大きいのかなという気がして、あまり話を広げるのはよくないかなと思っていましたけれども、桝屋委員のお話を聞いてその辺のことを思い浮かべましたので、発言させていただきました。

(長澤座長)

ありがとうございました。

それでは、また一区切りしまして、この分野についても引き続きご意見がありましたら発信をお願いいたします。

(3)建物・公共交通分野

(長澤座長)

続きまして、長谷川(美)委員、建物・公共交通分野についての発表をお願いいたします。 (長谷川(美)委員)

建物・公共交通分野です。川崎委員、正道委員、長谷川(イ)委員、保坂委員ということ

で、保坂委員が新潟交通、事業者ということで入っていただいて、率直なところを話し合い ながら進めさせていただきました。

差別をなくす対応策です。①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る。②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る。③市民、事業者、施設・公共交通機関職員等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発・研修を行う。④施設・公共交通機関職員等が、各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う。⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行うということで、このあたりは今までのものと同じです。

追加として四つ上げられました。追加1、障がい者に対する事業者の取り組みを周知する・褒める仕組みを設けるということです。例えば、事業者、新潟交通の取り組みについて、市民や障がい者団体等に周知啓発を行っていくというのはどうだろうということと、やはり褒めることが大事なのではないかということで、優れた施設等を市報などで掲載することで企業側にメリットがある仕組みがあるのではないかという話がありました。

二つ目は、事業者の悩みを解決する仕組みを設けるというものが出てきました。これは意見等に書かれていますように、車いす利用者がバスに乗った際に、「乗車に5分・降車に3分かかるため、他の乗客に迷惑がかかる」というように障がい当事者が思っていて、特に乗り込み、降車という部分よりは、車いすの固定という部分で時間をとるということがあって、車いすには様々な形があったりすることによって固定する位置等がばらばらであることが主たる原因となりそうなのですけれども、そういった意味で、障がい当事者から車いすの固定を拒否されてしまうということです。規則上、車いすは固定しなければならないということがあるので、新潟交通としては固定したいわけなのですけれども、当事者から拒否されてしまうということで非常に困っているという話がありました。こういった事業者独自の悩みに対して、地域の人や障がい当事者が積極的にその悩みに対してもオープンな場で話し合って解決しあえる仕組みが必要なのではないかという話が出てまいりました。

追加3、差別解消推進委員会を設置するということで、こういった固いものの設置なのか、 もう少し柔らかい仕組みであるべきなのかというのは議論の余地はあるかもしれませんが、 いずれにしても市民、事業者への啓発、相談支援というところや障がい者差別の未然防止と いう部分では必要なのではないかということがありました。

公共交通という部分の延長線上で駐車場の話が出てまいりまして、新潟県の場合だと思いやり駐車場といったような形で、障がい者が停めてよい駐車場に入れないような場合があるということや、民間の駐車場で上肢障がいがある場合にボタンを押してカードを受け取らなければならないのだけれども、そういうことができないようなことが起きていたりするとい

うことで、そういった場合に呼び出しができたりすることで手助けを求められるような体制 があってほしいということが出てきました。

追加4、障がい者との交流の機会をつくるということで、よく話を聞いてみると、自分の 障がいについては分かると。それで、自分と似たような障がいについては理解が及ぶのだけ れども、障がい者同士でも障がいが違うとなかなか理解が及ばないということもあったり、 障がいがない人はなおのことそういう部分があるだろうということで、交流を設けることが 必要かなと。

それと、当事者や関係機関でとじるのではなくて、広く広げてソフトの拡充や豊かな人の 交わりによって手助けできるという社会環境をつくることが必要だろうという話が出てまい りました。

そのほかに、条例文に対しては小学生でも理解できるような分かりやすい文があったほうがいいだろうということと、具体的な事例がけっこう多かったために条例にすべて盛り込むのは難しいだろうということで、ぜひ、対応策等についてもガイドラインが必要になるのではないかということがありました。

また、今回は、新潟交通からは直接お話を聞くことができましたけれども、JRの方からは聞くことができていませんので、かなっていないので、JRもJRなりに悩んでいる点や対応策があるのだろうと思いますので、その辺りは少し聞いてみないといけないのではないかということでした。公共交通に関しては、全体的に背景が分からないと、どういう背景があってこういった事例に至ったかというところでは、なかなか背景が分かりづらかったということで議論が難しいところがありました。低床バスという形で、車いすが乗れるバスが多く走っているという事例があることも知らなかったというご意見もあったりしたので、そういった部分でもっと啓発活動も必要なのだろうと考えます。

以上が公共交通についてです。住宅分野については、①から④はこれまでと同じですが、 追加として、障がい者に対して適切な説明を行うということで、なぜ入居を断るのかという 部分に関して、家主がきちんと説明する義務があるだろうということが出ました。

追加2として、差別解消推進委員会等が必要だろうということがありました。

そのほかとして、障がい者が入居できる物件を不動産屋によっては多くおさえているケースがあるということで、そういった情報を業界内で共有できることもある方がいいだろうという話がありました。また、市営住宅については、視覚障がい者向けの専用住宅があるということや当選確率を上げたりという形での対応等も行っているというご説明がありました。

(長澤座長)

ありがとうございました。建物・公共交通分野、そして住宅分野と、三つについて発表し

ていただきました。今のご発表について、質問がございましたら挙手をお願いいたします。 (長谷川(美)委員)

全体会で諮るということで、1点上げられていることがございました。例えば、車いすの 方が公共交通機関に乗った場合に、車いすの方に対応していますとか、介助の必要があるお 客様が乗車しておりますというような形でアナウンスが入るケースがあるということで、ア ナウンスをすべきかどうかというところで、委員の中ではどうなのだろうという話がありま した。アナウンスすること自体が差別に当たるのではないか。しかし、周りの人たちにも協 力を呼びかけるためには必要ではないかということで、どうあるべきかという点に関して、 全体会で皆様からご意見をいただけたらいいのではないかという話が出ております。

(長澤座長)

皆さんに意見を聞きたいという点が1点ありますが、それは後でご意見をいただきます。 最初に質問事項について、いかがでしょうか。

(遁所委員)

私ばかり質問していて、ほかの委員の皆さんからも質問をお願いしたいのですけれども、 まず、参考資料1についての説明は事務局からになりますか。

いろいろと事例、委員意見等があがっている中で、長谷川(美)委員やほかの委員の方で、すでに公共交通機関のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化に取り組んでいらっしゃる方がここにいらっしゃると思うのですけれども、議論の中に先進県、先進国の取り組みとかの事例を持ちながら議論を含めた場合、おありだったらご紹介いただければと思います。それから、私が分からなかったころ、東京都営バスに乗ったときに、満員のときに車いす利用者3人が乗り込んで、運転士もいいからと言って、ちょうど介助者もいたので、介助者さん、押さえておいてくださいと。本当に固定してほしいのに運転士が固定しなかったということがありました。そこのルールは都道府県で違う、各市町村で違うのか、新潟交通のルールは安全を第一にして厳格にしているのだろうと思いますけれども、そこの裁量的なものがあったら教えていただきたいと思います。新潟市は厳格なのか、新潟交通は本当に少し厳しいかなというところがあるのですけれども。各市町村でのバスの取り組みの比較とかそういう検討は議論の中でありましたでしょうか。

(長濹座長)

議論にあったかどうかということですが、いかがでしょうか。

(長谷川(美)委員)

市町村のノンステップバスの取り組みについては話し合いはなかったです。車両については少し、こちらに、新潟交通の取り組みのところに書かれていますが、例えば、スロープ板

についても新潟市の場合はスロープ板が出せない場所が9か所あるという説明がありました。 そういったことに対する情報を当事者にはなかなか投げかけていないのではないか、足りて いないのではないかという話はしました。

世界に目を向ければいろいろな対応があるのですけれども、そのことについてもあまり話をするということではなく、非常に事例が多かったので、具体的な、先進的な取り組み事例についても話をすることができなかったというのが実情です。

(長澤座長)

参考資料1については、ごらんいただくということでよろしいですか。

(長谷川(美)委員)

本当であれば説明していただきたかったと思います。

(長澤座長)

そうですね。参考資料1はお読みいただくということで、よろしくお願いいたします。

ご質問、ご意見を混ぜてということですが、先ほど、車いすのお客様に対するアナウンスについてどう思うかという投げかけがありました。これについて、最初にご意見をいただきたいと思います。ここで判断するわけではないので、意見としていただければと思います。

(伊東委員)

伊東です。

その方によってどう考えるかそれぞれ違うと思うので、当事者の方にアナウンスしてよいかどうか、アナウンスする趣旨は手助けを求めたりということがあるという説明をして伺うということはどうでしょうか。

(長澤座長)

当事者に聞くというご意見です。

ほかにいかがでしょうか。

(熊倉委員)

自分がそのケースだったらということで考えてみると、特別にアナウンスされたくないと いうのが正直な気持ちです。

(松永委員)

日ごろから白杖を持って歩いていますので、説明して座席を譲ってもらえれば幸せだと思います。

(桝屋委員)

伊東委員の意見にかなり近いのですけれども、当事者の方もやはり主体性を重視したほう がいいと思います。人権擁護委員の佐藤(洋)委員がいらっしゃれば補足もしていただける かと思うのですけれども、やはり、人権にもかかわるとか、そういう問題にもかかわってきますので、恥ずかしいとか隠したいという方もいらっしゃると思うので、伺うか、もしくは目印になるようなものを、私はアナウンスは必要ありませんということが一目で分かるようなものを用意するだけでもかなり違うのではないかと思います。

(長澤座長)

ありがとうございます。

やはり、それぞれ立場によってとらえ方、あるいはしてほしい、ほしくないというのは違うということははっきりしているかと思います。一律には決められないのだなということです。この辺の考え方はほかにも共通しているのではないかと思いますので、今のやりとりもしっかり記録し、今後の条例に生かしていただきたいと思います。

この件はまたご意見をお出しいただいてもいいですし、ほかの公共交通等に関してのご意 見、是非ともお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(遁所委員)

もう長谷川(美)委員がおっしゃったことなのですが、ぜひ、JRのご意見を聞きたいです。

それと、車いす利用者の当事者の私として、先ほどの質問に答えなければいけないと思いますが、アナウンスしてほしいです。というのは、まだ新潟では車いす利用者がバスを利用するのがマイノリティですので、十分みんなが乗るようになったらアナウンスしなくてもいいのかなという気がします。ついでに言いますと、ニューヨークに 10 年前に行ったときに、アメリカに留学していた友人が私に行ったことは、竹田委員がおっしゃったADA、障がいをもつアメリカ国民法ですが、あそこで罰則規定が設けられているからリフトバスで3分とか5分とか待っている間、アメリカ人が何も言わないで冷静になっているのは、文句を言うと罰則されるからだと言われまして、アメリカ人は決して優しくないのだと言われてびっくりしまして、かえって日本人のほうが優しいではないかと思いました。それと同じように、普通に広まればアナウンスしなくてもいいけれども、まだ広まっていないので、そこのところはアナウンスしてほしいと思います。

(長谷川(イ)委員)

長谷川です。

普通の人は、乗っている人は少しでも早く目的地に着きたいと思っていると思うのです。 それで、車いすが乗車することで少し時間がかかってしまうこともあると思うので、ただい ま車いすを乗車しておりますとか、何か一言でもアナウンスしてもらえればほかの人も理解 するかなと思うのです。

(長澤座長)

ありがとうございました。乗車に関するアナウンスということです。

建物等にはなかったのですか。公共の建物という。

(長谷川(美)委員)

点字誘導ブロックについては、少し議論がありました。館内に全部ないということとか、トイレの中にないということで、それをどう思うかという部分は少し出てきていましたし、 道路についてもあるところとないところがあるということで、少しずつ話は出てきたのですが、今ほどのアナウンスほど大きな話題というか、かなり議論されたということではなかったかと思います。

(竹田委員)

今投げかけられた、アナウンスするかどうかという問題についてですが、とても本質的な問題提起だと思いながら、皆さんの意見を聞いていたのです。今、いみじくも遁所委員から、アメリカにはADAがあって罰則があるから文句を言いたいけれども言わないだけなのだという話を非常に興味深く拝聴したのですけれども、一方で、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を作るときに、千葉県がなぜ罰則規定という方向で動かなかったのかという理由の中に、そういう内容があったように記憶しているのです。罰則で動くという方向性を我々は文化として目指しているのではないという基本的な考え方があって、罰則ではなく相互理解の方向で問題を解決したいのだというのが、事後相談対応をきちんと設置して人もお金もつけるというような千葉県の体制になっていったと私としては理解しています。そういう意味では、新潟市条例がADAを目指すのか千葉県条例を目指すのか、その辺の分岐点にさしかかるような議論なのかなと思っています。

アナウンスするかどうかだけれども、当事者の方でこれだけ見解が違うということがはっきりしていますし、そこのところで、事実をどういう文脈の中で語るかによってその事実の意味合いが全く違ってきます。プロパガンダの方向づけで文脈をくくってしまえば、単なる事実なのにとても意味のある事実のように広められたりするということがあります。そういったことからすると、やはり、相互理解ということが常にできるシステムを目指したいと思います。

(長濹座長)

全体にかかわるご意見、ありがとうございました。確かに、罰則規定ということに関して はいい悪いを含めて考えなければいけない問題ではないかと個人的にも思います。

この分野についてのご意見、いかがでしょうか。

先を急ぐわけではありませんが、またこの分野に関しても、ご意見がありましたらご遠慮

なく提出いただきたいと思います。

(4)教育分野

(長澤座長)

では、教育分野に移らせていただきますが、けっこう内容が多く、いろいろなところとか かわっているようですので、途中で終わる可能性があることをご了承いただきたいと思いま す。

遁所委員、よろしいでしょうか。

(遁所委員)

教育についてご説明したいと思います。教育/情報・コミュニケーションのところでは、 委員としては新潟市ろうあ協会の石川委員、公募委員の伊東委員、今日、欠席がお二人なの ですけれども、新潟人権擁護委員協議会の佐藤(洋)委員、私、長澤座長というメンバーで 話し合いを行いました。教育、30分を過ぎたので、内容としては濃いので、次回もぜひ議 論していただきたいと思います。

11 ページからのところで、5分説明するということで、①の内容なのですが、まず、ポイントとしては障がいを理由にして不合格、障がいを理由にすること自体は理不尽であると。それから、この三つ目のところで、参加させる、させないというのは、修学旅行等の行事に参加させる、させないのところなのですけれども、これもやはり障がいを理由に参加させないということになれば法律に抵触すると。また、四つ目の修学旅行に参加したことで亡くなってしまった事例があって、遠慮してもらうことも必要かと。これは私が発言したのですけれども、この文章はまた後で訂正します。

②が「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図ると。義務教育でなくても高校、大学もということになります。それから、昇降機を設置する等の合理的配慮については、教育委員会でそこまでやっている等、ここの事例にあがった中でも、先ほど伊東委員がおっしゃったように、教育委員会で努力している部分もけっこうあると。

③の啓発・研修については、やはり理解が不足ということと、特別支援教育の免許を取得 した教員を養成していくことが必要だと。一般教諭等ではなくて、特別支援教育の免許が始 まっていますので、それが必要だと。

次のページ、④ですけれども、校長の裁量もありますので、こういった内容を上げさせて もらいました。

⑤については、やはり教育という問題で相談・紛争解決機関の設置は必須であるということであります。

追加に上げられたのは、アセスメントと先ほどおっしゃったように、個別の教育支援計画の作成、それから、やはり差別解消推進委員会を設置する。追加3のインクルーシブ教育のところでは、またそれぞれの委員から補足していただく時間があればしていただきたいと思いますけれども、これも大事であると。

13 ページで、障がい者に対して適切な説明を行うということで、やはり、今までの委員の皆さんの発言内容からも、同じような内容ですけれども、当事者に対して適切な説明を行うことが必要であると。

最後に、その他の意見としては、よい事例のデータベース化、それから先生方の中に昔の 障がい児教育のイメージを持つ方もいるので、この条例をきっかけとして、今、このような ことが差別なのだということを教育関係者の人にも改めて認識していただく機会となればい いとか、文書に書いてありますとおり、いろいろな、5分で説明しきれない部分がございま すが、教育についてはもう少し時間をかけて議論して、条例にここは重きを置いて取り入れ ていただきたいと思います。

これで私からの説明を終わらせていただいて、またご質問で答えていきたいと思います。

(長澤座長)

ありがとうございました。

まず、内容についてご質問をいただきたいと思います。

(竹田委員)

進行上の問題で恐縮なのですけれども、先ほど、住宅分野のところでの話が、交通問題に 全部頭が行っていて、あっと思ってしまって、教育に行ってしまうのだという感じになって しまったのですけれども、どうしたものでしょうか。

(長澤座長)

すみません、次回ということでよろしいでしょうか。申し訳ありませんでした。

(竹田委員)

了解です。

(長澤座長)

今のご発表について、まずは質問をいただきたいと思います。

では、意見をお出しいただきたいと思います。質問、意見、挙手でご発言いただきたいと 思います。いかがでしょうか。

私はかかわった委員として、補足ではないですけれども、個人的な意見として訴えたいことなのですけれども、12 ページの追加の1、個別の教育支援計画を作成するという対応策があります。例えば、肢体不自由の方がいる、それに対して共通してバリアフリーにしよう

とか環境整備を皆さんでやる。しかし、一人ひとりの障がいのレベルとかしてほしいこと、してほしくないことというのは違うのです。となると、一律にすべての障がいのある方が暮らしやすいように整備するというのは相当難しいと思うのです。基本的な部分はとにかくおさえてどの場所でもやる。しかし、その人に特化されてやってほしい合理的配慮については、例えば、教育であれば個別の教育支援計画という書類の中で、この子どもの席は前にしてくださいとか、説明は簡潔にしてくれとか、その子どもに必要なピンポイントのことが書かれて保障されるのです。ひょっとしてこういうものもほかの分野でも、何かそういう証明するものがあって、自分は肢体不自由でこうなのだけれどもよりこういうことが必要だとか、こういうことは必要ないとかというものがきっちり証明されるものがあるといいのかなと、個人的には思っています。

まず、教育の分野ではこのように、その子どもにあったカリキュラムとか教育内容とかを 保障するための契約書のようなものがあります。法的に義務づけられていますので、こうい うものを徹底することで、インクルーシブ教育についてもそれぞれに保障されていくのでは ないかと思いますので、私はこの辺は条例で強調してほしいと個人的には思っています。

教育について、ご意見はいかがでしょうか。

(遁所委員)

皆さんからご意見がないということで、先ほど訂正させていただくということについて触れさせていただきます。11 ページの一番上の①の「参加したことで亡くなってしまった事例があり、遠慮してもらうことも必要か。」というところについてですが、ここの①に設けるというよりも、障がい者への説明のところに移していただきたいのと、やはり、みんなと一緒にということで、基本は参加していただくということを筋として、そこで障がいを持った人と親御さんに丁寧な説明、それから話し合いの場を持って、先ほど長澤座長がおっしゃったようにできること、できないことで整理していくということの意味を持って、移動していただきたいと思います。

(長澤座長)

ありがとうございました。訂正がありますので、そのようにお願いいたします。 教育について、いかがでしょうか。

(5) 住宅分野

(長澤座長)

それでは、私の勝手な判断ですが、また今後も、次回も教育について出ることが予想されますので、先ほどの住宅について、すみません、私の進行上のミスで申し訳ありません。こ

こで住宅についてのご意見、時間をとるのを忘れていましたので、ご意見をよろしくお願い いたします。

(竹田委員)

すみません。一つは質問です。住宅分野の中で、ここの事例の中にはなかったような気がするのですが知的障がい分野でよく問題になるのは、地域移行が国の施策の中心なのですけれども、そうは言いつつ地域にグループホーム、ケアホームを造ろうとすると自治会への説明会を求められて、その自治会で反対されて頓挫するという問題があったりするわけです。総合支援法の法律になってそれはおかしいから削除という方向性も出されましたけれども、まだまだその辺の問題がくすぶっています。市の計画の中で毎年作っていくということについても、その辺のところが一つの障壁になっているところがあるかと思います。その辺のところで、住宅分野の中では、知的障がいの方々のグループホーム、ケアホームの問題についての意見は出たのか出なかったのかということが一つ、質問です。

もう一つは意見なのですけれども、その議論の絡みの中で、新興都市を造っていくときに、 発達障がいがどんなに重い人でも地域で暮らそうということで、北海道で進めている地域が あります。そこで話題になったのは、都市計画の中で都市のど真ん中に福祉施設とかそうい うケアホームなどの社会資源を市で一番いいところに確保して造ってしまって、その周りに 町の人たち、入居する方が買うわけですけれども、その人たちは後から来た人たちになるの で、文句を言えないと。そもそもそういうところでまちづくりがされているところで、最初 から文句が言えないような都市作りをやっているのだという話があって、おもしろい発想だ なと思って聞いていました。今後の新潟市の都市計画、都市整備計画の中でもそういう発想 での展開などもあると面白いのではないかと思ったものですから、ご意見させてもらいまし た。

もう一つ、先ほどのことなのですけれども、そもそも隣の家に、あるいは隣の部屋にどなたが来るかを事前に前の住人に相談しないと入れないということほど差別の極端なことはないわけで、そこの問題性をきちんと宣言するような条例であるといいなと思っております。

(長澤座長)

ありがとうございました。

質問がございましたので、グループホーム設置に関する今のことについての議論はいかがだったでしょうか。

(長谷川(美)委員)

すみません、特段出なかったです。

(長澤座長)

それでは、今の住宅分野についてのご意見もまた条例に生かせるようにしていきたいと思っております。

(桝屋委員)

たびたびすみません。桝屋です。

発達障がいの当事者の住宅に関する調査がありまして、特性上住環境を自分で意識することができないという当事者がやはりいらっしゃいまして、それに対して介護を週1もしくは週2で介護がないと、とてもではないけれども住環境が整えられないという方がいらっしゃいまして、それに対する市の介護へルパーやそういう方を利用するという制度がなかなか利用しづらいということです。例えへルパーを利用しても金額がこうで、支援をしていただくこともできないし、その前にヘルパーをつけるための要介護度の認定がなかなか降りないという方もおりまして、それに対する特段の配慮をしていただけると、その方の生活を保障するという意味でもサービスの向上にもつながるのではないかと思いました。

(熊倉委員)

グループホームの火事の関係で、スプリンクラーを設置するのに補助金をいただける仕組 みになってまいりましたけれども、一方で、住宅地の中で障がい者がグループホーム、ケア ホームとして住むに当たって、どこまでハードを整えなければならないのかという観点にな りますと、一部、新潟地区手をつなぐ育成会の全国のいろいろな仲間の中でも、これはやは り重装備をそこまで進められると民間の空き住宅の活用でグループホームをどんどん増やそ うということはなかなかできにくいので、これは逆にやめることはできないかという議論を 一部でやっております。その発想は、グループホーム、ケアホームでも住宅地の中で皆さん と同じように住まいする中では、だいたい4人とか6人とか、せいぜいそのくらいの規模で ごく普通に住まいするわけなので、それを建築基準法というか消防の規制というか、寄宿舎 とかそういうたぐいの区分になってしまって個室の間に天井まで突き抜けた防火性のある界 壁を設けるとか、スプリンクラーは最後に出てきたのですけれども、そういうことをやって いるのですけれども、これはやはりハードを整えるについていうと少しやりすぎではないか ということで、ホームの供給をなかなかできないようにしています。また、仮にそういうこ とについて社会保障のお金の中から補助するような仕組みを作れば、一応、解決は解決なの ですけれども、これも限られるお金があるので、これはいっそのことやらないという選択肢 もあるのではないかという議論が一部でされております。

私の不確かな記憶では、消防規制、あるいは建築基準法の関係はローカルなルールの定め 方の余地があるようで、福島県の自立支援協議会でその辺を緩めるような決定をしたという ことを3年ほど前に聞いた記憶があるのですが、今、あまりはっきり私も覚えていません。 この議論をされている人は千葉県の育成会の関係者の方でした。とりあえず、そのことだけ 申し上げておきます。

(長澤座長)

ありがとうございました。

およそ本日の時間になりましたので、また続きは次回ということでご了解いただきたいと 思います。

では、事務局にお返ししますので、よろしくお願いいたします。

4. その他

(事務局)

検討会スケジュールに関してですが、前に皆様にお示ししましたスケジュールでは、中間とりまとめのための作業によりまして、次回の1月はこの続きをやらせていただくのですが、2月は検討会がないような形でご報告させていただいておりましたが、こちらの作業状況によりましては、場合によっては2月を前倒しして開催する可能性があるということを皆様にお願いしたいということでございます。作業状況によっては2月にも開催させていただければと思っております。それは次回にまたお話しさせていただきますが、そういう可能性があることをご承知おきください。

5. 閉会

(司 会)

長澤座長、長時間にわたり議事進行いただき、ありがとうございました。また、委員の皆様から活発なご発言をいただき、ありがとうございました。次回は1月 16 日木曜日午後7時からの開催になります。皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第7回(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。